高知大学大学院総合人間自然科学研究科（修士課程）
植物医学準専攻学位審査基準

１．学位論文評価基準

下記（１）～（３）の評価基準すべてについて、修士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

（１）研究内容、目的、意義

所属専攻の学問分野を深めつつ、植物の健全な生育と利用に関する最先端の研究能力を身につけるという本準専攻の目的に沿ったものであること。当該学問分野において、学術的意義・新規性・創造性がみとめられること。

（２）結論

研究成果が学術的な意味をもち、論文としての完成度が高いこと。事実調査・文献資料などの探索が十分にできていること。本文には、（１）で掲げた研究の背景や目的、先行研究や関連研究の状況、研究内容の目的、意義、さらに結論が適切な章立てにより導き出されていること。研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること。さらに結果および解析・考察の展開が論理的かつ説得力があり、当該研究分野の研究上の蓄積をよく消化していること。

（３）参考論文に対する要件

特になし

２．審査体制・方法

（１）審査体制

主査１名及び副査２名以上で構成する学位論文審査委員会及び植物医学準専攻専門委員会において審査を実施する。主査は主指導教員とする。副査は副指導教員の他に、他の大学院又は研究所等の教員等に委嘱することができる。

（２）審査方法

学位論文審査委員会による論文審査及び口頭発表及び質疑応答による最終試験を行い、合否案を作成する。

植物医学準専攻専門委員会は、学位論文審査委員会による論文審査及び最終試験の合否案を審査し、審査結果を学生の所属専攻に通知する。